一般社団法人日本デフ陸上競技協会
アスリート委員会規程

（目 的）

第１条 この規程は，一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下「本協会」という。） におけるアスリート委員会について，必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）

第２条 アスリート委員会は，次の事項に関わる活動を行い，理事会にアスリートを代表する意見を具申するとともに，理事会の諮問に応ずる。

① デフアスレチックスの社会的役割や価値の向上に関する事項

② デフアスリートとしての社会貢献や国際貢献に関する事項

③ デフアスリートのモラルの向上、啓発に関する事項

④ アンチ・ドーピングの啓発活動に関する事項

⑤ デフアスリートのセカンドキャリアに関する事項

⑥ 競技・強化環境の改善や整備に関する事項

⑦ デフリンピック・ムーブメントの推進に関する事項

⑧ アスリート間のコミュニケーションに関する事項

⑨ その他本協会の業務の執行におけるアスリートの関与に関する事項

（構成）

第３条 本協会組織管理・運営規程にかかわらず，委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 １名 （トラック及びフィールドブロックの長が本役に当たる）

副委員長 １名（トラック及びフィールドブロックの長が本役に当たる）

常任委員（委員長及び副委員長を含む） １０名以内

（短距離、中距離、長距離、跳躍、投擲 各ブロックから２名以内）

２ アスリート委員会においては、議決権を有しない専門委員を置くことができない。

３ 委員は競技者の中から理事会が任命し、委員長、副委員長は委員会の決議により決定する。

（委員の資格）

第４条 現役アスリートで年 18 歳以上、かつ当協会登録者のうち国際レベルの競技者に過去 4 年以内に出場した選手とする。

（任期）

第５条 委員長、副委員長、委員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。

委員長、副委員長または委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は前任者又は現認者の残任期間とする。

委員長、副委員長および委員は任期が満了しても、後任者が選任されるまではその職務を行う。

（雑則）

第６条 本規程に定めのない事項は，理事会の決議による。

附則

この規程は，平成３１年４月５日から施行する。

令和２年9月１日 一部改訂